

新型コロナウイルス感染症に関する欠席の取り扱いについて（変更）

- ・11月より新型コロナウイルス感染症の相談体制のしくみを変更され、現在は医療機関でのPCR検査が受けやすくなりました。
- ・保健所、医療機関、他校等の、濃厚接触者やその家族への対応事例をふまえ、学校のルールをより社会の状況に即したものにしました。
※以前のルールと内容を変更した部分は黄色で印をつけています。
- ・変更する日 11月30日(月)より

①生徒本人が罹患した場合⇒登校できませんが、欠席扱いにはなりません。

【登校できない期間】

- ・治癒するまで

※感染が判明した日（ただし、判明前から欠席していたら最終登校日の翌日）から医師が登校を許可するまで

②生徒本人が濃厚接触者、同居家族が感染または濃厚接触者となった場合

⇒登校できませんが、欠席扱いにはなりません。

1. 生徒本人が濃厚接触者となった場合

【登校できない期間】

- ・医師もしくは保健所等の公的機関から指示された日まで（目安14日間）

2. 同居家族が罹患した場合

【登校できない期間】

- ・医師もしくは保健所等の公的機関が登校を認めるまで

3. 同居家族が濃厚接触者となった場合

【登校できない期間】

- ・当該家族のPCR検査等の結果が陰性と判明するまで

※結果が陰性だった場合は、当該家族と本人の体調が良好であれば翌日から登校可能です。

※医師もしくは保健所等の公的機関から指示があった場合はそれに従います。

③新型コロナウイルス感染症に疑われる症状（発熱や風邪症状等）がある場合

※発熱、風邪の症状（のどの痛み・咳・鼻水など）、全身倦怠感、息苦しさ（呼吸困難）、嗅覚や味覚の異常等の感染症が疑われるような体調不良がある場合

⇒登校できませんが、欠席扱いにはなりません。

1. 37.5℃以上の発熱がある、強い症状がある場合

かかりつけ医や医療機関等に相談をし、医師から受診や自宅休養等の指示を受けてください。

【登校できない期間】

- ・PCR検査等が不要の場合や特に指示がなかった場合は、解熱が確認でき症状がすべて消失した日を0日目として1日経過するまで

※解熱とは薬を服用しない状態で平熱となることです。

- ・PCR 検査等が必要と判断された場合は、結果が陰性と判明するまで

※結果が陰性となった場合は、解熱が確認でき症状がすべて消失した日を 0 日目として 1 日経過していれば登校可能です。

※医師もしくは保健所等の公的機関から指示があった場合はそれに従います。

- ・医師より所定の自宅休養期間を満たさなくても登校可能とされた場合は、医師の指示があった期間まで

2. 微熱（37.0℃以上）や平熱より明らかに高い場合

【登校できない期間】

- ・解熱が確認でき、症状がすべて消失した日まで

※解熱とは薬を服用しない状態で平熱となることです。

- ・症状が4日以上続く場合は、③-1 の場合と同様とします。

3. 発熱がなくても、風邪の症状等の体調不良がある場合

【登校できない期間】

- ・症状がすべて消失した日まで

- ・症状が4日以上続く場合は、③-1 の場合と同様とします。

④同居家族に新型コロナウイルス感染症に疑われる症状（発熱や風邪症状等）がある場合

※発熱、風邪の症状(のどの痛み・咳・鼻水など)、全身倦怠感、息苦しさ(呼吸困難)、嗅覚や味覚の異常等の感染症が疑われるような体調不良がある場合

⇒登校できませんが、欠席扱いにはなりません。

【登校できない期間】

- ・当該家族の症状が消失した日まで

- ・当該家族が PCR 検査等を受けることとなった場合は、結果が陰性と判明するまで

※結果が陰性となった場合は、本人と当該家族の体調が良好であれば登校可能です。

※医師もしくは保健所等の公的機関から指示があった場合はそれに従います。

⑤基礎疾患等があり、主治医の指示により自宅待機する場合⇒欠席扱いにはなりません。

【登校できない期間】

- ・主治医に指示された期間

⑥その他⇒下記の場合も登校できませんが、欠席扱いにはなりません。

1. 本人や同居家族が、濃厚接触者ではないが、医師や保健所の指示等で検査を受けた場合

【登校できない期間】

- ・PCR 検査等の結果が陰性と判明するまで

※結果が陰性となった場合は、本人と当該家族の体調が良好であれば翌日から登校可能です。

※医師もしくは保健所等の公的機関から指示があった場合はそれに従います。

2. 本人が海外から帰国し自宅等で待機を要請された場合

【登校できない期間】

- ・帰国日から 2 週間

※保健所等の公的機関から指示があった場合はそれに従います。

上記に該当する場合、再登校の際に「新型コロナウイルス感染症に関する欠席届」を記入し、「健康観察票」とともに提出してください。ご理解ご協力をお願いいたします。

以上